

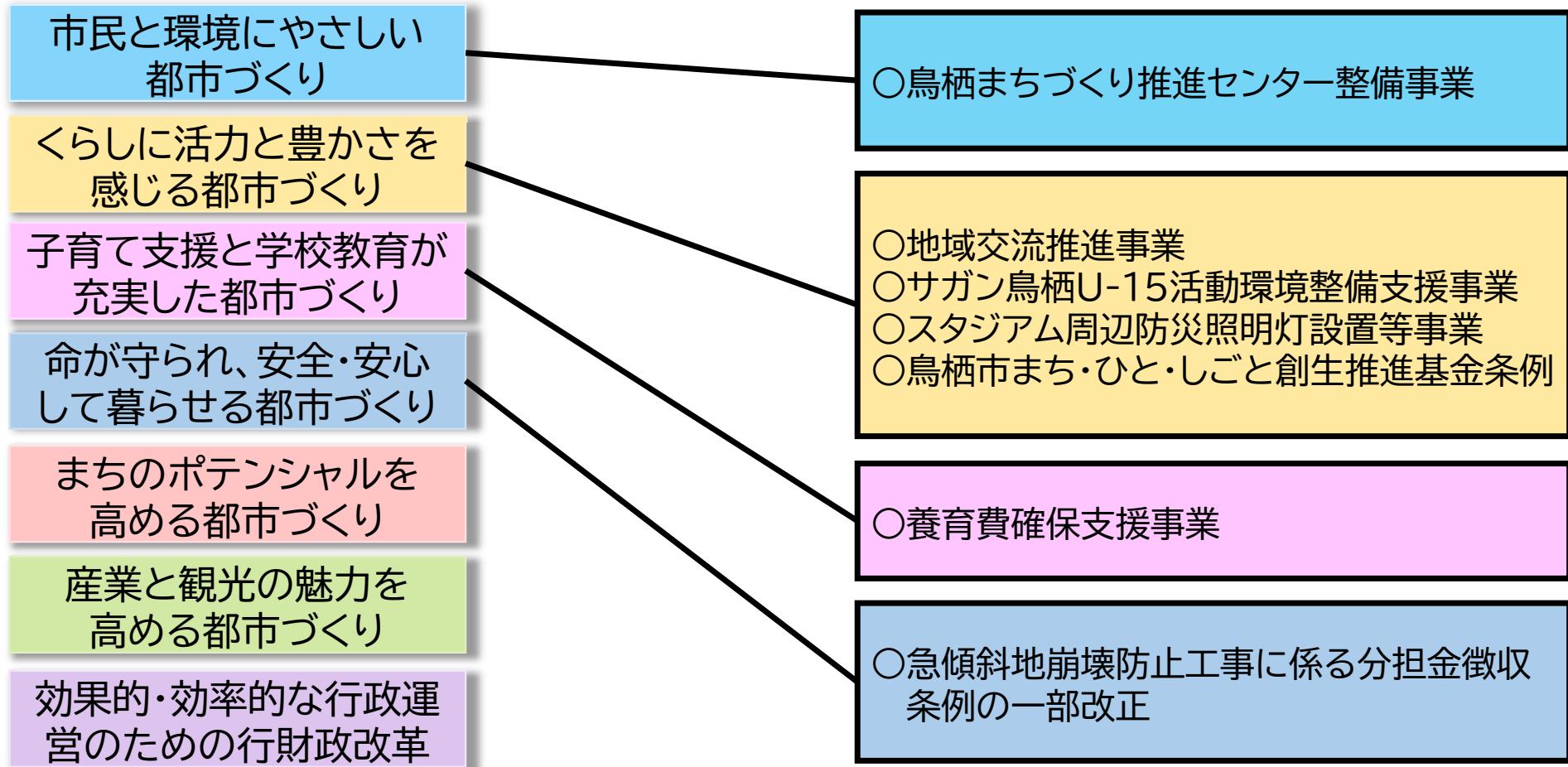


令和7年12月定例会議案のポイント

令和7年12月
鳥栖市

- 新たな鳥栖まちづくり推進センター、実施設計へ
- 地域の活力を生むプロスポーツチームへの支援や環境整備
- こども・子育て支援を強化、さらなる支援充実へ

鳥栖市重点戦略に対応する新規事業等



市民と環境にやさしい都市づくり

○鳥栖まちづくり推進センター整備事業 74, 300千円

新たな鳥栖まちづくり推進センターの整備事業にあたり、基本設計業務の進捗に伴い、本体実施設計及び敷地周辺整備設計を行います。



新たな鳥栖まちづくり推進センター（イメージ）

＜スケジュール（予定）＞

R6～7	基本設計、分館解体設計
R7～8	実施設計、敷地周辺整備設計
R8	分館解体工事
R8～9	造成工事
R9～10	新築工事

くらしに活力と豊かさを感じる都市づくり

○地域交流推進事業 7, 425千円

企業版ふるさと納税制度を活用して、Jリーグ2026–2027シーズンからの秋春シーズン移行に際し、2026年2月から6月にかけて開催される特別大会においてもレギュラーシーズン同様、冠スポンサー協賛及び観戦促進事業（グループシート）の支援を行います。



地域交流推進事業

○サガン鳥栖U-15活動環境整備支援事業 6, 000千円 新規

企業版ふるさと納税制度を活用して、サガン鳥栖U-15に対して、活動環境整備支援を行います。

○スタジアム周辺防災照明灯設置等事業 67, 700千円

企業版ふるさと納税制度を活用して、スタジアム周辺等の防災照明灯の設置を行い、サガン鳥栖のホームゲーム開催時の利便性向上及び防災力の向上を図ります。あわせて、老朽化が進んでいるスタジアム周辺の既設外灯のLED化を行います。



駅前不動産スタジアム

スタジアム周辺防災照明灯設置工事費 40, 000千円 新規

スタジアム外灯LED化工事費 27, 700千円

くらしに活力と豊かさを感じる都市づくり

○鳥栖市まち・ひと・しごと創生推進基金条例 新規

企業版ふるさと納税制度をより柔軟かつ効果的に活用するため、企業版ふるさと納税用の基金である「鳥栖市まち・ひと・しごと創生推進基金」を設置し、8,000万円を積み立てます。



「スポーツのまち鳥栖！」実現プロジェクト

鳥栖市のシンボルである球技専用スタジアムは、鳥栖駅から徒歩3分の好立地や観戦環境の良さが高く評価され、世界のスタジアム49選に選出されています。

市では、このスタジアムを核に各スポーツ施設の魅力向上にむけた取り組みを実施しており、企業版ふるさと納税による寄附金を各スポーツ施設の改修費用に活用しています。

市民一人ひとりがスポーツに慣れ親しみ、スポーツを「見る」「する」「支える」環境を充実させるため、プロジェクトの趣旨にご賛同いただける企業の皆様からのご支援をお待ちしています。



子どもの好奇心と運動能力を育てる 遊具の魅力向上プロジェクト

老朽化の進む遊具を、世代も障害も越えて共に遊べる「インクルーシブ遊具」へリニューアルするために寄附金を活用します。子どもたちの未来を育む新しい憩いの場づくりにご参加ください。

教科「日本語」で心を育み、水泳授業の充実で体を育てることで、学校を魅力的な学びの場とするために寄附金を活用します。学びと成長を支える鳥栖の教育プロジェクトにご支援をお願いします。

豊かな心、健全な体を育む 学校の魅力向上プロジェクト

子育て支援と学校教育が充実した都市づくり

○養育費確保支援事業 290千円 新規

離婚によって子を養育する保護者が養育費を継続して受け取れるよう支援するため、養育費の取決めに係る公正証書や家庭裁判所の調停申し立てにかかる費用及び養育費保証契約を締結する際に必要な経費について、補助金を交付する国の事業に取り組みます。

※検討中のこども・子育て支援関連事業

- ・子育て短期支援事業における夜間養護等(トワイライトステイ)事業
- ・5歳児健康診査事業
- ・新生児聴覚検査事業
- ・子どもの居場所づくり支援事業
- ・乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

命が守られ、安全・安心して暮らせる都市づくり

○急傾斜地崩壊防止工事に係る分担金徴収条例の一部改正

近年の豪雨等により発生リスクが高まっている土砂災害から市民の生命を守るために、住民が事業に取り組みやすい環境整備として、分担金の額の軽減を図ります。

現行

(分担金の額)

第3条 分担金の額は、次のとおりとする。

(1)県が工事を行う場合 工事に要する市の負担額の2分の1

(2)市が工事を行う場合 工事に要する費用から、県から交付される補助金等の額を控除した額の2分の1

改正
(追加)

2 前項の規定にかかわらず、前項各号により算定した分担金の額が、当該工事の受益者（第4条に規定する分担金の徴収を受ける者をいう。）にかかる人家の戸数に200万円を乗じて得た額を超える場合は、当該戸数に200万円を乗じて得た額を分担金の額とする。

→「各号の額」と「対象戸数×200万円」を比較し低い方の額とする

令和7年度12月補正予算

令和7年度 12月補正予算 9億1,215万4千円
(補正後 370億7,780万7千円)

対前年度同期
予算比較 補正額 +2,794万1千円 +3.2%
(補正後 +29億6,743万円) +8.7%